施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

A：体制整備チェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成 23 年 3 月版

【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

項目	チェック欄
1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。	☑はい □いいえ
2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができている。	☑できている □できていない
3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	☑はい □いいえ
4. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに、活用している。	☑できている □できていない
5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に徹底している。	☑できている □できていない
6. 身体拘束について検討する場を定期的に設けている。	☑はい □いいえ
7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者（家族）に説明を行い、事前に同意を得ている。	☑はい □いいえ
8. 個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している	☑できている □できていない
9. 個別支援計画作成会議は、利用者の参加を得て実施している。	☑できている □できていない

【職員への意識啓発、研修】

10. 職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。	☑はい □いいえ
11. 日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研修を実施している。	☑はい □いいえ
12. 職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している。	☑はい □いいえ
13.「職員チェックリスト」の活用を図り、職員の虐待に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握に努めている。	☑できている □できていない
14.「早期発見チェックリスト」の利用の徹底を図るとともに、発見時の報告、対応等について明確にしている。	☑できている □できていない

【外部からのチェック】

15.「福祉サービス第三者評価事業」を活用し、サービスの質の向上等に努めている。	☑はい □いいえ
16.「福祉サービス第三者評価事業」を一定の期間ごとに、継続的に受審している。	☑はい □いいえ

17. 虐待の防止や権利擁護について継続的に外部の専門家や法人内の他の施設の職員等による評価、チェックを受けている。（第三者評価事業の受審を除く）	☑はい □いいえ
18. 施設・事業所の事業・監査において虐待防止に関わるチェック等を実施している。	☑はい □いいえ
19. ボランティアの受入を積極的に行っている。	□できている ☑できていない
20. 実習生の受入を積極的に行っている。	□できている ☑できていない
21. 家族、利用希望者の訪問・見学は随時受けている。	☑できている □できていない

【苦情、虐待事案への対応等の体制の整備】

22. 虐待防止に関する責任者を定めている。	☑はい □いいえ
23. 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	☑はい □いいえ
24. 苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内をするとともに、苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努めている。	☑できている □できていない
25. 苦情相談への対応について、第三者委員を定め、利用者に案内をしている。	□はい ☑いいえ
26. 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制を整えている。	☑はい □いいえ
27. 施設内での虐待事案の発生時の対応方法等を具体的に文章化している。	☑はい □いいえ
28. 施設内での虐待事案が発生した場合の再発防止策等を具体的に文章化している。	☑はい □いいえ

【その他】

29. 施設において利用者の金銭及び、貴重品を預かっている場合、その管理は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。	☑できている □できていない
30. 施設は、利用者またはその家族の意見や要望を聴く場を設けている。	☑できている □できていない
31. 施設経営者・管理者は、職員の意見や要望を聴く場を設けている。	☑できている □できていない
32. 施設経営者・管理者は、施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の確保に配慮や工夫を行っている。	☑できている □できていない
33. 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。	□できている ☑できていない
34. 希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明を行っている。	□できている ☑できていない
35. 利用者・家族、一般市民やオンブズマン等からの情報開示にいつでも応じられる準備をしている。	☑できている □できていない
36. 虐待の防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の場を設けている。	☑はい □いいえ

【地域における虐待の防止、早期発見・対応】

1. 障害者（児）やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している。	☑はい □いいえ
2. 家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事案の観察や早期発見に努めている。	☑できている □できていない
3. 地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者（施設）などの事業者間の連携を図っている。	☑できている □できていない
4. 地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や行政機関等との連携・協力（意見交換等も含む）をしている。	☑できている □できていない
5. 虐待事案のみならず、福祉サービスの利用等を含め、相談窓口を設置・広報し、地域住民の相談を受けている。	□はい ☑いいえ
6. 地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ（市町村からの依頼があった場合等）を行っている。	☑はい □いいえ
7. 虐待を受けた障害者・児の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一般のマニュアル等とは別に作成している。（虐待を受けた障害者・児への支援）	☑はい □いいえ
8. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合の相談支援事業者や行政機関等への連絡（通報）について手順等が具体的に文章化している。	☑はい □いいえ
9. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の対応を行う努力をしている。	☑できている □できていない
10. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に、施設・事業所ととして迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。	☑はい □いいえ

虐待防止職員セルフチェックリスト　　ハッピーテラス上尾駅前通り

チェック項目	はい	いいえ	
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	4		
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	4		
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	4		
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	4		
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入りなどを行わないようにしている。	4		
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	4		
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	4		
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	4		
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	4		
10.利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	3		回答なし1
11.ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。		4	
12.ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。		4	
13.他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。		4	
14.上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	4		
15.職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	4		
16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。		4	
17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認したこと（注意できなかったこと）がある。		4	
18.最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。	2	2	
19.最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。		4	
20.最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。		4	

馬橋教室分

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

D：早期発見チェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成 23 年 3 月版

○ 虐待の予兆や発生に対する気づきを高めるため、日々のサービス提供において以下の点に留意してください。

○ 多くの項目にあてはまると、虐待の可能性が高いものと考えられますが、これらは、主な着眼点ですので、日々の利用者の変化には十分に配慮した実践に取り組み虐待の早期発見に努めてください。

○ なお、これらの着眼点は、単に虐待防止の観点のみならず、利用者の意向や状況の把握にも役立ちサービスの質の向上にもつながります。

★「着眼点」に該当する場合にチェックしてください：☑

《1．「身体的虐待」発見の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 身体に不自然なキズ、あざ、火傷（跡）が見られることはありませんか？ ＊衣服の着脱時等にも留意してください。	□
2. 1について原因や理由が明らかにならない場合が多くありませんか？	□
3. 以前に比べて家族や他の利用者、また、職員等への応対や態度が変わったように感じられることはありませんか？ ＊急におびえる、少しの動きにも身を守るような素振りをとる　等	□
4. 特に体調不良でもないような場合に、職員とのコミュニケーションが、急に少なくなる等の変化はありませんか？	□
5. 急に周りの人に対して攻撃的になることはありませんか？	□

《2．心理的虐待の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 自傷、かきむしりなど自らを傷つけるような行為が増えていませんか？	□
2. 生活リズムが急に不規則になったようなことはありませんか？ ＊睡眠、食の嗜好、日課等の変化	□
3. 身体を萎縮させるようなことがありませんか？	□
4. 突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったと感じられることはありませんか？	□

5. 過食や拒食等、食事について変化が見られませんか？	□
6. 以前よりも意欲がなくなった、投げやりな様子になった等と感じることはありませんか？	□
7. 体調が悪いと訴える機会が増えていませんか？	□

《3．性的虐待の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 人に対して嫌悪感を抱いているような態度や言動をとることが増えていませんか？	□
2. 人に触れられることを極度に嫌がることが増えたように感じられることはありませんか？	□
3. 歩行等がいつもより不自然であることや、座位が保てないようなことはありませんか？	□
4. 肛門や性器からの出血やキズがみらませんか？	□
5. 急に怯えたり、恐ろしがったりする、また、人目を避けるようなことはありませんか？	□
6. 一人で過ごす時間が増えていませんか？	□

《4．経済的虐待の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 年金等があるにも関わらずお金がないと訴えることはありませんか？	□
2. お金を引き出すことが頻繁ではありませんか？	□
3. サービスの利用料や生活費の支払いができないようなことはありませんか？	□
4. 知人や友人に誘われて夜間出歩くようになっていませんか（なっていると聞いていませんか）？	□
5. 今まで付き合いのなかった人が家に出入りしていませんか（するようになっていると聞いていませんか）？	□
6. 出費をともなう外出や娯楽の機会が急に減ったように感じられませんか？	□

《5．ネグレクトの着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 食事を摂っていないように見えたり、空腹を頻繁に訴えることはありませんか？	□
2. 劣悪な衛生状態や衛生環境にあると感じられることはありませんか？ ※異臭がする、髪や爪などが伸びたままで汚い、衣服が常に同じ　等	□
3. いつ見ても皮膚に湿疹や、オムツかぶれがあるように見られませんか？	□
4. 整容に対して無頓着、あるいは拒否が多く見られませんか？	□
5. 自分や他者、物に対して投げやりな態度が見られることはありませんか？	□
6. 約束事や支援サービスを当日になってキャンセルすることが多くありませんか？	□